4
国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。
5
移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。
5.1　二千二十二年については、一通当たり〇・二八五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・二二七ＳＤＲ
5.2　二千二十三年については、一通当たり〇・三二九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・五七三ＳＤＲ
5.3　二千二十四年については、一通当たり〇・三八〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・九七三ＳＤＲ
5.4　二千二十五年については、一通当たり〇・四四〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき三・四三四ＳＤＲ
6
移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における小型郵便物（P）及び大型郵便物（G）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。
6.1　二千二十二年については、一通当たり〇・二七二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一二一ＳＤＲ
6.2　二千二十三年については、一通当たり〇・二九二ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・二八〇ＳＤＲ
6.3　二千二十四年については、一通当たり〇・三一四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・四五一ＳＤＲ
6.4　二千二十五年については、一通当たり〇・三三〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・五七四ＳＤＲ
7
第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、2の規定に基づき、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を超えてはならない。
7.1　二千二十二年については、一通当たり〇・八六四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・九四二ＳＤＲ
7.2　二千二十三年については、一通当たり〇・九五〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・一三六ＳＤＲ
7.3　二千二十四年については、一通当たり一・〇四五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・三五〇ＳＤＲ
7.4　二千二十五年については、一通当たり一・一五〇ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき二・五八五ＳＤＲ
8
第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、2の規定に基づき、移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の流れに適用する料率は、次の料率を下回るものであってはならない。
8.1　二千二十二年については、一通当たり〇・六七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五二三ＳＤＲ
8.2　二千二十三年については、一通当たり〇・七一一ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五九九ＳＤＲ
8.3　二千二十四年については、一通当たり〇・七四七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六七九ＳＤＲ
8.4　二千二十五年については、一通当たり〇・七八四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七六三ＳＤＲ
9
第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に次のとおり変換する。
9.1　二千二十二年については、重量一キログラムにつき六・三七六ＳＤＲを下回るものであってはならず、七・八二二ＳＤＲを超えてはならない。
9.2　二千二十三年については、重量一キログラムにつき六・七二九ＳＤＲを下回るものであってはならず、八・六八一ＳＤＲを超えてはならない。
9.3　二千二十四年については、重量一キログラムにつき七・一〇五ＳＤＲを下回るものであってはならず、九・六四一ＳＤＲを超えてはならない。
9.4　二千二十五年については、重量一キログラムにつき七・四五九ＳＤＲを下回るものであってはならず、一〇・七一八ＳＤＲを超えてはならない。
10
第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率を除くほか、差出側の指定された事業体及び名宛側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、この条約の施行規則に定める条件に従って行う。
11
移行制度に参加している国からの及びこのような国の間における年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、重量一キログラムごとの料率は、次のとおりとする。
11.1　二千二十二年については、重量一キログラムにつき六・三七六ＳＤＲ
11.2　二千二十三年については、重量一キログラムにつき六・七二九ＳＤＲ
11.3　二千二十四年については、重量一キログラムにつき七・一〇五ＳＤＲ
11.4　二千二十五年については、重量一キログラムにつき七・四五九ＳＤＲ
12
目標制度に参加している国から移行制度に参加している国への郵便物の流れの年間総重量が百トンを下回る場合において、第二十九条の規定に基づいて巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率が自己申告されるときは、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、前条14に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。ただし、当該郵便物の流れの年間総重量が五十トン以上の場合において、当該移行制度に参加している国が第二十九条1.5の規定に基づいて自国宛ての郵便物の流れについての標本抽出を行うときは、この限りでない。
13
移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れの年間総重量が百トンを上回る場合において、第二十九条の規定に基づいて巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率が自己申告され、かつ、名宛国が自国宛ての郵便物の流れについての標本抽出を行わないことを決定するときは、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、前条14に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。